

ラオスの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という）は、人口約 740 万人の社会主義共和制国家である。インドシナ半島内陸部に位置し、国土は南北に細長く「ヤシの木」のような形をしており、中国、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマーと接している。ラオスと、タイ及びミャンマーとの国境には、メコン川が流れている。ラオスの国土の面積は、約 24 万平方キロメートルであり、日本の本州の面積よりやや大きい。首都はビエンチャン、公用語はラーオ語、法定通貨はキープである²。

1353 年に建国されたラーンサン王国が、18 世紀に 3 つの王朝（ルアンパバーン、ビエンチャン、チャンパーサク）に分裂したが、全て当時のシャム（タイ）に支配された。1899 年、シャムと条約を締結したフランスが、現在のラオスの地域を、フランス領インドシナに編入した。1949 年にラオス王国がフランス連合内の国として独立した後、1953 年には完全独立を果たした。その後、左派・中立派・右派の政治対立により内戦状態となったが、1975 年、左派によるラオス人民民主共和国が成立した。人民革命党の単独独裁体制の下、1986 年から「チンタナカーン・マイ（新思考）政策」と呼ばれる経済改革が行われ、以後、改革開放路線を基調とする社会主義市場経済政策が採られている³。

ラオスは、1997 年には ASEAN に、2013 年には WTO に加盟を果たした。GDP 成長率をみると、2018 年は 6.3%、2019 年は 6.4%と、比較的高い経済成長を果たしており、現在、後発開発途上国からの脱却を目指している。

ラオスの法制度は、日本等と同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ラオスの現行法体系は、①憲法、②法律、③国家主席令、④国家主席布告、⑤首相布告、⑥政令、⑦省令、⑧知事通達から構成される。条約の法体系上の位置付けについては、定説がない⁴。ラオスの法制度は、かつては旧宗主国フランスの法制度の影響を強

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるラオスの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2023 年版』（二宮書店、2023 年）248～249 頁、②外務省ウェブページ「ラオス 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html>）等を参照した。

³ 『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2021 年）73 頁。

⁴ 工藤恭裕ほか著「ラオス法制度の概要」（『IDC NEWS 第 3 号』（法務総合研究所国際協力部、2002 年）所収）44 頁。

く受けたが、社会主義体制となった後はソ連の法制度の影響が強くなり、最近ではベトナムの法制度の影響を受けることが多くなっている⁵。

ラオスの現行憲法は、1991年に制定された憲法が、2003年及び2015年に改正されたものである⁶。ラオスの現行憲法は、ラオス人民革命党⁷の指導による人民民主主義を標榜する社会主義型憲法である。人民革命党の一党独裁体制が敷かれており、党幹部が国家機関の幹部を兼任している。例えば、国家主席には、人民革命党の書記長が就いており、また、首相をはじめとする内閣の構成員には、人民革命党の政治局員が就いている。

II 知的財産法全般

ラオスの知的財産法制度を形作っている基本法としては、「知的財産法」がある。同法は、特許、小特許、意匠、商標、商号、集積回路配置、地理的表示、営業秘密、植物新品種、著作権について規定している。知的財産法は、2017年11月15日に改正された⁸。

ラオスの知的財産法制度の主要な行政機関としては、首都ビエンチャンに所在する知的財産局 (Department of Industrial Property)⁹がある。知的財産局は、従来、科学技術省に所属していたが、2021年4月より、商工省に移管された。

ラオスは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO 協定、TRIPs 協定、WIPO 設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約 (PCT)、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等である。

III 特許

1 概要

ラオスの特許制度は、「知的財産法」、「特許及び小特許に関する決定」(2020年12月15日)等により形作られている。

⁵ 瀬戸裕之著「ラオス」(鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会、2009年)所収) 269～273頁。

⁶ 2015年改正憲法の日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.moj.go.jp/content/001206690.pdf>

⁷ ラオス人民革命党は、もともと、1950年代のインドシナ共産党ラオス部会に淵源を有する。

⁸ 本稿の執筆にあたっては、①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ラオス」の「制度ガイド」、②特許庁ウェブサイトにおけるラオスの法令の和訳等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

⁹ <https://dip.gov.la/>

特許権の対象たる「発明」とは、特定の課題を解決する新規な物又は方法を創作するための技術的解決手段をいう。発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならないほか、新規性、進歩性、産業上利用可能性等の特許要件を満たしている必要がある。

不特許事由としては、①自然界に存在する生命体又は生命体の部分を含む、既存の物の発見、②単なる科学的原理若しくは理論、数学的アルゴリズム又は業務を行うか若しくはゲームを行うための一連の規則、③人間又は動物の診断、治療及び手術の方法、④微生物以外の植物及び動物並びに植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法等がある。

新規性とは、登録出願の出願日又は優先日の前に、ラオス又は世界のいずれかの場所において、存在しておらず、刊行物若しくは使用により又は他のいずれかの手段で公衆に公開されていないことである（絶対的新規性）。新規性の評価は、発明に関する情報が他者又は公衆に先に開示されているか否かに基づいて実施され、かつ、出願における各クレームに基づく必要がある。

進歩性とは、公知の発明と比較して進歩があることである。発明が進歩性を有するか否かの要件については、出願における情報に基づいて及びデータベース又は既存の知識に基づいて評価を実施することが必要である。技術的解決手段は、前記解決手段が一般的特性又は既知の課題の解決手段と類似の特性を有することを理由として、進歩性を欠くとはみなされない。

産業上利用可能性とは、いずれかの種類の産業において発明を実施又は使用することが可能であることである。発明又は実用新案は、農業、採取、手芸、漁業、サービス産業、娯楽及び健康の活動並びに全ての製品若しくは天然由来又は製造による産物を含め、工業又は商業分野において利用又は再利用することができる場合、産業において利用可能であるものとみなされる。

2 出願

ラオスでは、先願主義が採用されている。

ラオス国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ラオス国内の代理人を選任しなければならない。

出願及び付随する資料は、ラーオ語又は英語により提出する。但し、英語により提出された出願又は書類については、出願人は、提出した日から 90 日以内に、ラーオ語への翻訳文を提出しなければならない。この翻訳文が正確な翻訳文であることを証明しなければならない。

特許の出願を受理した後、知的財産局は、60 日以内に、完全性、正確性及び知的財産法に定める要件との適合性に関する出願の方式審査を完了する。出願が不完全、不正確又は定められた要件に従っていない場合、知的財産局は、通知の日から 60 日以内に、要件を満たすために書類を提供し又は出願を補正すべき旨を出願人に通知する。出願人が所定の期限までに書類を提供又は補正することができない場合は、知的財産局により、出願が検討さ

れず、かつ、出願が放棄されたものとみなされる。

知的財産局は、出願日又は優先日から 19 か月目に、特許又は小特許の出願をその産業財産公報において公開する。

第三者は、産業財産公報の公告日から 90 日以内に、特許について異議を申し立てることができる。知的財産局は、異議申立請求が合理的であり、かつ、十分な裏付証拠を有すると認められる場合は、特許出願を拒絶する。知的財産局は、異議申立請求が合理的でなく、かつ、十分な裏付証拠を有しないと認められる場合は、特許出願の審査を継続する。当事者は、通知に納得しない場合は、通知の日から 60 日以内に、知的財産局の最終検討委員会に請求を行うことができる。

ラオス知的財産局と日本特許庁の間では、2016 年 11 月 1 日より「特許の付与円滑化に関する協力」(Cooperation for facilitating Patent Grant, CPG)¹⁰が開始されている。これにより、日本の特許権者は、日本での特許権を基礎として、日本特許庁から受けた特許査定通知をラオスに提出することにより、実質的に無審査で、ラオスで特許権を取得することができる。CPG 制度を利用するための要件は、①CPG を申請するラオス特許出願と、出願日又は優先日のうち先の日が同一である日本特許出願が存在すること、②日本特許出願につき既に特許査定されていること、③ラオス特許出願と日本特許出願のクレームが同一であるか又は同一となるように補正されていることである。

3 審査

方式要件を満たしている出願について、新規性、進歩性及び産業上利用可能性等についての実体審査が行われる。

特許出願は、特許性に関する要件を満たしているか否かを判断するための実体審査を受ける。実体審査は、既存の技術知識の調査に基づく。出願が以前に他の当局による調査又は審査を受けていた場合は、出願人は、その官庁の報告の写しを提出して、知的財産局に追加調査を行う必要が無い旨を認めるように求めることができる。

特許出願人は、外国の特許機関又は特許審査に関する国際機関の調査報告の提供を意図し、かつ、審査が完了した日から 3 か月以内に報告を提出する。特許出願人が、外国の特許審査機関又は特許審査に関する国際機関により承認され、証明書とともに発行された特許審査報告を提供する場合は、出願人が審査中に受領した通信及び補正の写し並びに最終決定を理由とともに添付する。

出願人が出願の対象である発明又は実用新案についての実体審査報告を提供できない場合、出願人は、出願について実体審査するよう知的財産局に請求することができる。知的財産局は、出願日又は優先日から、発明については 32 か月内に審査を行う。

特許要件を満たさないとして拒絶理由通知が発行された場合、出願人は、60 日以内に、

¹⁰ <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>

拒絶理由通知に記載された全ての拒絶理由につき、意見書を提出する等して応答しなければならない。出願人が拒絶理由通知に対し応答せずにいると、当該出願は拒絶されることになる。

4 特許付与

出願が知的財産法に定める特許の要件に適合している場合、知的財産局は、特許の付与について出願人に通知し、かつ、手数料を納付すべき旨を出願人に通知する。出願人が全ての手数料を納付した後、知的財産局は、特許を付与し、かつ、関係情報を登録簿及び知的財産局のデータベースに文書で記録する。知的財産局は、特許権の付与を、産業財産公報において公告する。

第三者は、産業財産公報による公告日から 5 年の期間内に登録に対して異議を申立て又は取消を請求することができる。

特許の存続期間は、出願日又は優先日から 20 年である。特許の存続期間の延長申請の制度は無い。

特許が人民裁判所により無効と判断された場合、知的財産局は、それに応じて知的財産を取り消し、又は終了させる。

IV 小特許（実用新案）

ラオスは、小特許（実用新案）制度を有している。

小特許とは、製品の改良又は新規製造方法のための実用新案を保護するために国の機関が発行する公的証明書である。実用新案とは、改良された又は革新的な物又は方法に対して、発明よりも簡易な進歩性を有する技術的改良を通じて得られる新規な革新的産物をいう。日本における実用新案とは異なり、ラオスでは、「方法」も実用新案として保護され得る。

小特許を取得するためには、実用新案が、①出願日前 1 年以内にラオスにおいて知られていない又は使用されていないという意味で新規なものであること、②特許に要求される進歩性より簡易である進歩性を有すること、③工業、手芸、農業、漁業、サービス等において産業上利用可能であることの要件を全て満たしていなければならない。

小特許の存続期間は、特許権よりも短く、出願日から 10 年である。

以上に述べたことのほかは、原則として、特許の場合と同様である。

V 意匠

1 概要

ラオスの意匠制度は、「知的財産法」、「意匠に関する決定」（2021年1月20日）等により形作られている。

意匠とは、ラオス又は世界の他の場所で開発された新規製品の模様、形状又は外部特徴であり、物品において使用されるか又は物品に付され、特別の外観を与える形状、モチーフ、線、色彩又は装飾的形態を含む。

意匠登録証を取得するためには、不登録事由に該当してはならないほか、新規性、装飾性等の要件を満たしている必要がある。

不登録事由としては、①当該意匠が用いられているか又は包含されている物体の技術的特徴により外観が規定されている意匠、②社会秩序及び国の優れた伝統に反する意匠、③使用する材料、製造手順又は作業の実施等の意匠に関する技術的特徴が挙げられる。

新規性とは、登録出願の出願日前又は登録出願の優先日前に、ラオス又は世界のいずれかの場所において、刊行物、使用若しくは展示により又はその他のいずれかの手段で公衆に開示されていないことをいう（絶対的新規性）。

装飾性とは、当該意匠が用いられるか又は含まれている物体に特別な外観を与えることをいう。

2 出願・審査

ラオス国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ラオス国内の代理人を選任しなければならない。

出願及び付随する資料は、ラーオ語又は英語により提出する。但し、英語により提出された出願又は書類については、出願人は、提出した日から90日以内に、ラーオ語への翻訳文を提出しなければならない。この翻訳文が正確な翻訳文であることを証明しなければならない。

知的財産局が意匠登録出願の整理番号を発行した後、知的財産局は、知的財産法の規定に従って、出願書類一式の完全性、正確性及び関連性に関する方式審査を実施する。方式審査は、出願が受理された日から60日以内に実施される。

出願書類一式が不完全、不正確又は矛盾している場合は、知的財産局は、通知の日から60日以内に当該要件を満たすための書類又は補正を提供すべき旨を登録出願人に通知する。登録出願人が当該期限を遵守することができない場合、知的財産局は、当該出願を検討せず、無効とみなすことになる。

出願が方式審査の要件を満たす場合、知的財産局は、当該出願を産業財産公報において公告する。

第三者は、産業財産公報の公告日から60日以内に、意匠について異議を申し立てることができる。

3 登録

知的財産局は、意匠の要件を満たすと認めた場合、産業財産登録証を発行し、登録を登録簿に記載し、かつ、登録を産業財産公報において公告する。

登録が完了した場合、第三者は、産業財産公報による公告日から 5 年の期間内に登録に対して異議を申し立て又は取消を請求することができる。

意匠権の存続期間は、出願日又は優先日から 15 年である。保護期間を維持するためには、意匠権者は 5 年ごとに年金及び手数料を前納しなければならない。

意匠権者は、無許諾の第三者が、保護されている意匠の複製又は模倣である意匠を付した又は包含する物品を製造し、販売し又は輸入することを、当該行為が商業目的で行われることを条件として、阻止する権利を有する。

何人も、意匠の無効を人民裁判所に提訴して請求することができる。

VI 商標

1 概要

ラオスの商標制度は、「知的財産法」、「商標及び商号に関する科学技術大臣決定」(2019 年 12 月 17 日) 等により形作られている。

標章とは、事業に係る商品又は役務を他の事業に係る商品又は役務から識別することが可能な標識又は標識の組合せをいう。具体的には、創作語を含む語、署名、名称、図形、形状要素、輪郭、写真、立体画像、動画若しくは商品のパッケージ又は色彩若しくは標章の組合せである。また、商標は、個人、法人及び組織の商品又は役務を他者の標章と識別するための、商品又は役務で使用される標章又は標章の組合せである。ラオスでは、立体商標、動き商標、団体商標、証明商標も認められる。

また、周知標章の概念も認められている。周知標章とは、ラオスの領域内の関係部門において広く認識されている商標をいい、当該認識が当該商標の宣伝活動の結果である場合を含む。

標章が商標登録を認められるための要件としては、①当該標章が、個人、法人又は組織の商品又は役務を他の個人、法人又は組織の商品又は役務から識別することが可能な標識又は標識の組合せであること（この標識には、人名を含む語、文字、数字、図形要素、立体、動画又は製品パッケージ、及び色彩の組合せ、並びにかかる標識の組合せが含まれる）、②当該標章が、同一の商品又は役務について先に登録された標章、周知標章又は地理的表示と同一でないこと、③当該標章が、同一の、類似の又は関連する商品及び役務について先に登録された標章又は周知標章と類似していないこと（当該後の標章の使用により、当該商品若しくは役務の出所に関して混同を引き起こすか又は当該商品若しくは役務が他者と関係しているとの誤った印象を与えるおそれがあるとはならない）、④当該標章が、知的財産法 23 条に規定されている不登録事由を含まないことが挙げられる。

2 出願

ラオスでは、先願主義が採用されている。

ラオス国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ラオス国内の代理人を選任しなければならない。

出願及び付随する資料は、ラーオ語又は英語により提出しなければならない。但し、英語により提出された出願又は書類については、出願人は、提出した日から 90 日以内に、ラーオ語への翻訳文を提出しなければならない。この翻訳文が正確な翻訳文であることを証明しなければならない。

知的財産局は、商標登録出願の出願番号を発行した後、知的財産法に規定する出願の完全性、正確性及び遵守についての方式審査を行う。方式審査は、出願が受理された日から 60 日以内に実施されなければならない。出願が、不完全若しくは不正確であり又は所定の要件を満たしていない場合、知的財産局は、通知の日から 60 日以内に書類を提供し又は要件に従って補正することを出願人に通知しなければならない。出願人が期限までに応答しなかった場合、知的財産局は、出願は検討されず、かつ、放棄されたものとみなされる。

知的財産局は、商標登録出願の方式審査の完了後 15 日以内に産業財産公報に出願を公告しなければならない。

第三者は、産業財産公報の公告日から 60 日以内に、商標について異議を申し立てることができる。知的財産局は、異議申立が十分な理由又は証拠を有すると考える場合、商標登録出願を拒絶する。これに対し、異議申立が合理的ではなく十分な証拠がないと考える場合、商標登録出願の検討を続行する。

当事者が検討の結果に満足しない場合、知的財産局による通知の発行日から 60 日以内に、最終検討委員会に対し、行政的救済を申し立てることができる。

なお、ラオスは、「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」(マドリッド・プロトコル)に加盟しているため、マドプロ出願によりラオスでの商標登録を受けることができる。

3 審査

出願の方式審査の完了後、知的財産局は、出願が、知的財産法に規定する要件を具備しているか否かを検討するために、実体審査を行わなければならない。実体審査にあつては、不登録事由の有無等が審査される。不登録事由には、「絶対的不登録事由」と、「相対的不登録事由」がある。

知的財産局は、出願が登録要件を具備しない場合、商標登録出願を拒絶し、商標登録出願人に最初の拒絶の理由を通知する。

商標登録出願人は、最初の拒絶の受領後、通知の発行日から 60 日以内 (30 日延長可) に知的財産局に情報、書類又は説明文を提供しなければならない。

知的財産局は、必要があると認める場合、商標登録出願人に追加の情報を求めることができる。商標登録出願人が通知の期限を遵守しない場合、出願は、それ以上検討されず、放棄されたとみなされる。

知的財産局は、提供された情報、書類又は説明文が登録要件を具備しないとき、出願を拒

絶し、商標登録出願人に通知する。

4 登録

知的財産法の所定の要件を満たすと認められる商標登録出願を審査した後、知的財産局は、商標登録証を発行し、商標登録を登録簿に記載し、かつ、商標登録を産業財産公報において公告する。

第三者は、産業財産公報による公告日から 5 年以内に、商標登録に対して異議を申し立て又は取消を請求することができる。

登録商標権の存続期間は、出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。

いかなる個人、法人又は組織も、不使用の商標の登録を取り消すよう知的財産局に対して請求することができる。商標の不使用とは、①商標が継続して 5 年間使用されていないこと、②商標の使用が名ばかりの使用であった又は使用が商標権者による誠実なものではなかったことをいう。商標の登録の対象である商品又は役務に、又はこれらとの関連で商標権者により又は被許諾者により商標権者の管理を受けて使用されている場合、商標は使用されているものとされる。取消手続において、商標権者は、商標の不使用を正当化する理由を提示することができる。商標権者の意思とは無関係に生じた使用に対する障害は、不使用の正当な理由として認められる。

商標登録が人民裁判所により無効と判断された場合、知的財産局は、それに応じて知的財産を取り消し、又は終了させる。

VII 著作権

1 概要

ラオスの著作権制度は、知的財産法等によって形作られている。

著作権とは、科学的著作物を含む、芸術及び文学の領域における自己の創作的著作物にかかる個人、法人又は組織の権利をいう。また、著作隣接権とは、実演、レコード、プログラムの放送又は暗号化したか又は暗号化していないプログラムを送信する衛星信号の放送の著作物に対する個人、法人又は組織の権利をいう。

ラオスは、ベルヌ条約に加盟していることから、日本を含む加盟国の著作物の著作権は、ラオスでも保護を受けることができる。

2 著作物

著作物とは、芸術、文学及び科学の領域においていずれかの形態又は方法で示された個人、法人又は組織による創作的著作物をいう。著作物には、①芸術の著作物、②文学の著作物、③百科事典、選集又はデータ編集物等の文学の著作物又は芸術の著作物の収集物であって、

その内容の選択及び配置により、収集又は編集が知的創作物を構成するものがある。

文学の著作物には、コンピュータ・プログラム及びデータ編集物も含まれる。コンピュータ・プログラムとは、コンピュータを機能させるため又は所定の結果を出すためにコンピュータにより実行される 1 組の命令又はその他のものをいい、コンピュータ言語であるかは問わない。コンピュータ・プログラムは、ソースコードによるかオブジェクトコードによるかにかかわらず、文学の著作物として保護される。また、機械読取可能であるかその他の形であるかを問わず、データ又はその他の材料の編集であって、その内容の選択又は配置により知的創作物を構成するものは、文学の著作物として保護される。

また、二次的著作物とは、1 つ以上の既存の著作物に基づく著作物をいい、著作権で保護されている著作物の翻訳、翻案、編曲、修正、変形、解釈及びその他の変更を含む。

3 著作権の種類

著作権及び著作隣接権には、①芸術の領域、文学の領域及びコンピュータ・プログラムを含む科学の領域における著作物に対する著作権、②実演家、レコード制作者及び放送組織の著作物に対する著作隣接権がある。

著作権は、原則として、著作者に帰属する。著作物が共同で作られた場合は、別段の合意がない限り、所有権は全ての著作者が共有する。

著作物が雇用の過程で作られた場合は、別段の合意がない限り、使用者が著作権者とされる。使用者たる著作権者は、当該権利を自己の名称で行使し、かつ、これらの権利から導き出された利益を全面的に享受することができる。

著作権に基づく経済的権利は、契約により譲渡し又は相続により移転することができる。

著作者がもはや著作物の経済的権利を有しない場合であっても、当該著作者は、著作者人格権を有するものとされる。著作者人格権にはさまざまな種類がある。例えば、①当該著作物の最初の開示及び最初の公表をすること、②著作物の著作者としての地位を主張すること、③自己の名称を表示させ、かつ、当該著作物に関する宣伝活動に関連して使用させること、④変名を使用し、又は著作物を匿名で発表すること、⑤他者への誤った著作物の帰属に異議を申し立てること、⑥自己が実際には著作しなかった、又は他者によって変更された著作物との関連での自己の名称の使用に異議を申し立てること、⑦著作物の歪曲、切除若しくはその他の変更又は著作物に関するその他の行為であって、著作者の名誉若しくは誠実性を害するものに異議を申し立てることが挙げられる。

著作権の存続期間は、著作物が創作された日に開始し、著作者の死亡日から 50 年後の日が属する暦年の末日まで継続する。応用芸術については、創作日から 25 年である。

4 無方式主義及び著作物登録

ラオスでは、著作権又は著作隣接権は、著作物が創作された時に登録を必要とすることなく直ちに発生する権利である（無方式主義）が、特に権利侵害又は紛争の場合における証拠

又は記録のために、権利の届出を知的財産局に登録することができる。

著作権又は著作隣接権の登録の申請があったとき、知的財産局は、申請が所定の要件を満たすことを条件として、申請を登録し、証拠の受領証を交付する。著作権又は著作隣接権の申請には、著作者の名称、著作物の名称及び創作日を記載する。

任意で著作権を登録しておくこと、著作権の存在が推定されることとなり、著作権侵害紛争が生じた際に、自己が著作権者であること等の立証が容易となる。したがって、著作権を有する者としては、将来の著作権侵害紛争に備えて、知的財産局への登録により、証拠を確保しておくことも検討に値する。

VIII 営業秘密

知的財産法には、以下のように、営業秘密に関する基本的な規定が含まれている¹¹。

営業秘密とは、有用な製法、製造理論、又は商業的価値を有し、かつ、個人間では一般に知られていない若しくは関連商業団体が容易に取得できない秘密情報及び不開示情報である。営業秘密は、登録を要せず、その秘密性が失われるまで保護される。

営業秘密の所有者の権利としては、以下のものが挙げられる。即ち、①合法的に所有者の管理下にある営業秘密情報が、その同意を得ずに、誠実な商慣行に反する態様で他者に開示され、他者により取得され又は他者により使用されることを阻止すること（但し、「リバース・エンジニアリング、実験室での検査若しくは分析、又は類似の手段による当該情報の発見」、「秘密保持又は保管の義務を伴わない当該情報の取得」の場合を除く）、②法令に基づき、その権利を他者による侵害から、訴訟提起等により守ること、及び他者により引き起こされた損害に対して補償を受ける権利を守ること、③個人、法人又は組織が当該営業秘密を横領するのを阻止すること、④秘密保持の内容及び要件を明示することにより、営業秘密を開示し、取り消し若しくは利用し、又は営業秘密の開示・取消・利用のために他者に移転すること、⑤雇用、契約その他の合意に基づき営業秘密を合法的に管理している者を、当該雇用、契約その他の合意が先に終了しても当該情報が秘密にされている限り秘密保持義務が有効である場合において、管理することである。

また、人民裁判所の訴訟審理における秘密情報の保護についても、知的財産法が規定している。即ち、当事者が自己の主張を裏付けるのに十分な、合理的に利用可能な証拠を提示し、かつ、その主張の立証に関係する証拠であって相手方の管理下にあるものを特定した場合、人民裁判所は、適切な場合には秘密情報の保護を確保することを条件として、この証拠を相手方が提示するべき旨を命令することができる。当該当事者が、故意に、かつ、十分な理由なしに、合理的な期間内に必要な情報の利用を拒絶し若しくはその他の方法により当該情報を提供せず又は執行措置に関する手続を著しく妨げた場合、人民裁判所は、情報の利用の

¹¹ 特許庁ウェブサイトにおけるラオスの法令の和訳を参照した。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

拒絶により悪影響を被った当事者が提示した告訴又は申立てを含む、裁判所に提示された情報に基づいて、肯定的又は否定的な予備的又は最終的判断を下す手続を進めることができる。但し、これらの申立又は証拠に関して聴聞を受ける機会を当事者に与えることを条件とする。

Ⅸ エンフォースメント

1 総説

ラオスにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、行政的手段（行政救済）、税関での水際取締り、刑事的手段（刑事訴訟）、及び民事的手段（民事訴訟）がある。

2 行政的手段（行政救済）

一般に、人民裁判所における訴訟を通じて法的救済を求めることは、費用と時間がかかる。そこで、知的財産権侵害に直面した権利者としては、まずは、行政救済を利用することが考えられる。行政救済とは、自己の知的財産権が他者に侵害されていると考える者が知的財産局に苦情を提出すると、知的財産局が両者の仲介役として調停を行うという制度である。もし、それでも侵害行為が止まらない場合、知的財産局に対し、被疑侵害物品が存在する販売店等において当該物品を合法的に押収する「レイド」の申立てをすることもできる。

3 税関での水際取締り

ラオスは、中国、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマーと国境を接しており、どこからでも模倣品が流入する可能性がある。そこで、ラオス税関による水際取締り（輸出入差止措置）の制度が重要となる。ラオス税関による水際取締りについては、知的財産法のほか、「税関による知的財産権保護措置に関するガイドライン」（2022年1月13日）等が適用される。

ラオス税関による保護対象となる主な知的財産権は、商標権、著作権及び意匠権である。

これら知的財産権の権利者又は被許諾者は、知的財産権に関する情報を税関当局に申告することにより、輸出入差止を効率的に行うことができる。

税関当局への申告にあたっては、権利者情報申告書、知的財産権登録証明書、権利者であることの証明書、被疑侵害物品の写真・見本等を提出しなければならない。一旦、税関当局に申告することで、申告受理日から2年間（延長可）は保護を受けることができる。

①自身の知的財産権の被疑侵害物品又は侵害物品があることの確認通知を税関当局から受けた後、又は②権利者又は被許諾者が、被疑侵害物品又は侵害物品が輸入、輸出又は領域通過するという確かな情報を有している場合、権利者又は被許諾者は100万キープの供託金を支払い、差止申請を税関当局に提出することができる（書面による申告が不可能な緊急の場合においては、権利者又は被許諾者は、税関当局に対して口頭により申告することも可

能である。但し、その後 3 営業日以内に、書面による申請を行う必要がある)。

差止め後 10 営業日以内に、申告者と被疑侵害物品又は侵害物品所有者との間で、調停が行われなければならない。税関当局は 10 営業日の間、当該物品を差し止めることができる。上記期限を過ぎても税関当局が引き続き当該物品を差し止めておくためには、紛争解決又は人民裁判所への提訴の証拠が必要である。

商標権侵害又は著作権侵害の疑いがある物品を発見した場合、税関当局は、物品を 3 営業日間差し止め、物品所有者に対する追加の捜査・取調べを行い、権利者に知らせる。輸出入物品が侵害物品であると疑われる十分な証拠がある場合、税関当局は、物品を 3 営業日間差し止め、物品所有者に物品が知的財産権を侵害していないことを提示させ、権利者に連絡し、調査を行い、侵害の成否を共同で確認する。

税関は、侵害物品を押収することができ、また、被疑侵害者を証拠物とともに人民検察院に送致することもできる。

4 刑事的手段 (刑事訴訟)

知的財産法は、故意に、特許権、小特許権、意匠権、商標権、著作権等を侵害する行為等を犯罪として規定している。

故意に知的財産法に違反し、又は意図せず過失により 2 回違反した個人、法人又は組織は、生じた損害額の 1%の罰金に処される。故意に 2 回又は反復して違反した個人、法人又は組織は、各違反行為で生じた損害額の 5%の罰金に処される。

違反者に対しては、さらなる追加的措置、具体的には、営業ライセンスの停止又は撤回、判決後の被告の物品及び装置の押収等が行われる可能性がある。

刑事的手段の場合、侵害者に対して刑罰という強い制裁による感銘力を与えることができること、警察・検察の資源を利用でき、知的財産権者が訴訟費用を負担する必要はないというメリットがある。

5 民事的手段 (民事訴訟)

ラオスでは、2012 年改正「民事訴訟法」が施行されている。全 370 条から構成されるラオス民事訴訟法は、職権主義的傾向の強いものとなっている。ラオスの裁判所における通常民事訴訟については、三審制が採用されている。ラオスの裁判所における審理等の手続はラーオ語で行われ、ラオスの裁判所に提出する外国語の書面はラーオ語への翻訳を要する。ラオスでは、米国法におけるディスカバリーのような制度は存在しない。陪審制は採られておらず、職業裁判官による審理が行われるが、裁判官の質の問題及び汚職のおそれが懸念される場所である。

知的財産法には、以下のように、知的財産権に関連する訴訟についての規定が含まれてい

る¹²。

自己の知的財産権が侵害されていると考える者は、民事訴訟法及びその他の関係法に従って人民裁判所に訴訟を提起する権利を有する。人民裁判所は、知的財産権の全ての侵害に関し、場合に応じ民事訴訟法又は刑事訴訟法に規定する手続に従って管轄権を有する。裁判手続において原告が人民裁判所に請求することができる事項としては、①侵害者に侵害を止めるよう命じること、②税関手続の停止を命じること、③知的財産権を侵害する輸入物品が商業経路に入るのを防ぐために、通関直後に当該物品の押収を命じること、④侵害の確認判決を命じること、⑤補償に適切な損害賠償額を支払うよう侵害者に命じること、⑥権利者の費用（弁護士報酬を含む）を補償するよう侵害者に命じること、⑦侵害物品が商業経路に入らないように、当該物品を破棄又はその他の方法により処分することを命じること、⑧侵害物品の製造において主に使用された材料及び器具を処分するよう命じることが挙げられる。

人民裁判所は、自己の被った損失について請求する当事者に補償し、かつ、侵害者又はその他の違反者にその不法な行為による利益を得させないのに十分な額の損害賠償を命じることができる。人民裁判所は、侵害者が故意又は合理的理由なく侵害行為を行った場合にも、利益の回復、損害賠償の支払を命じることができる。

また、個人、法人又は組織は、迅速かつ効果的な「暫定措置」を命じるよう人民裁判所に請求することができる。暫定措置の目的は、①知的財産権の侵害が発生するのを防止すること、②通関直後の輸入物品が商業経路に入るのを防止すること、③申し立てられた侵害に関する関係証拠を保全することにある。暫定措置申請の要件としては、①申請人が権利所有者であること、及び申請人の権利が侵害されており又は侵害が急迫している可能性が十分であることを、裁判所に納得させるのに合理的に入手可能な証拠を提供すること、②被告を保護しかつ濫用を防止するために十分な保証金又は同等の保証を提供すること、③当局による暫定措置で行われる物品の特定に必要なその他の情報を提供することが挙げられる。

申請人は、適当な場合、特に、遅延により権利者に回復不能な損害が生じるおそれがある場合又は証拠が破棄される極めて明らかな危険がある場合は、被告に聴聞の機会を与えずに暫定措置を採るよう人民裁判所に請求することができる。被告に聴聞の機会を与えずに暫定措置が採られる場合、影響を被った当事者には、当該措置の執行後遅滞なく通知が行われる。当該措置の通知後、当該当事者の請求があった場合、当該措置を修正し、取り消し又は認容すべきか否かを合理的な期間内に決定し、聴聞を受ける権利を含む審査を行う。

暫定措置が取り消された場合、申請人による行為若しくは不作為のために失効した場合、又は知的財産権の侵害若しくは侵害のおそれがなかったことがその後判明した場合には、被告の請求により、人民裁判所は、当該措置により生じた損害に対して適正な補償を被告に支払うよう請求人に命じることができる。

¹² 特許庁ウェブサイトにおけるラオスの法令の和訳を参照した。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

X おわりに

以上、ラオスの知的財産法制度の概要を簡単に紹介してきたが、ラオス法については、法整備支援の関係もあって、日本語の文献・論文等が非常に多い。例えば、国際協力機構 (JICA) のウェブサイト¹³には、数多くのラオス法令の日本語訳等が掲載されている。しかし、ラオスの知的財産法制度は、まだ歴史が浅く、実務運用を試しながらあるべき知的財産法制度を整備していこうとしている段階にあることから、日本企業や日本の実務家にとって理解が困難となっている面がある。

ラオスは、急速な発展を続けるインドシナ半島の中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。そして、日本企業のラオス進出やラオス企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がラオスにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ラオスの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。今後も、ラオスの知的財産法の動向について注目していく必要性は高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15871』（経済産業調査会、2023年、原題は「世界の知的財産法 第50回 ラオス」）

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹³ <https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/index.html>